

資料 2 - 2

地方における知財活用促進タスクフォースの議論の整理

平成 27 年 4 月 28 日
内 閣 官 房
知的財産戦略推進事務局

地方における知財活用促進タスクフォースは、これまで4回開催し、1) 中小企業による大企業の知財活用促進(産産連携)、2) 中小企業による大学の知財活用促進(産学連携)、3) 中小企業自身の知財戦略強化の3つの分野について議論を行った。

議論の整理は以下のとおりである。

議論に当たっては、中小企業を少なくとも2つのカテゴリーに分けて考えることが適当であるとの認識から、1) 自社の知財を意識して活用し、自社製品を主体的に開発・生産して、海外展開を視野に入れた挑戦的な活動を行っている中小企業(カテゴリーA)と、2) 自社の知財やそれに対する意識が薄く、生産する製品及び取引先も固定的(多くは、下請け的立場)であるのが現状であるが、次の一步を踏み出したいとの問題意識は持っている中小企業(カテゴリーB)に分けて検討を行った。

1. 中小企業による大企業の知財活用促進(産産連携)

(1) 背景

保有特許を活用したい大企業と、自社製品を開発して下請けから脱却を目指す中小企業とを結びつける「知財ビジネスマッチング」(＝知財を介したビジネスマッチングによる新たな製品・事業の開発)が注目を集めている。特に、自治体として初めて本格的に取り組んだ川崎市の知的財産交流事業は、着実に成果を上げていることから、それに倣って知財ビジネスマッチングに取り組む自治体が全国に広がりつつある。

しかしながら、知財ビジネスマッチングに取り組んでいる各自治体において、十分な成果が上がっているとは言い難く、また、知財ビジネスマッチングに積極的に関与する大企業も数が限られている状況である。

こうした取組みは、主にカテゴリーBの中小企業にとって、次なる一步を踏み出すために必要な気づきと知恵を与えてくれる機会になることが期待され、主にそれを念頭に置いて、課題を探った。

（２）意見と課題

＜知財ビジネスマッチングの課題＞

「知財ビジネスマッチング」が成功するため必要なこととして指摘されたことを整理すると、①大企業のインセンティブ、②橋渡し・事業化支援機能の整備、③インフラの整備の３点になる。

① 大企業へのインセンティブ

知財ビジネスマッチングの成功には、特許を多数保有する大企業が積極的に開放特許を提供して参加することが必要である。このためには、大企業（特に、経営幹部）にその意識を持ってもらうことが重要であり、それを後押しする何らかのインセンティブがあると良いとの意見が多く委員から寄せられた。

具体的には、例えば、ライセンス・オブ・ライト¹や税制上の優遇などの金銭的なインセンティブを導入すべきであるといった意見があった一方、むしろ非金銭的なインセンティブがより効果的であるという指摘があった。具体的には、表彰やビジネスコンテスト（後述）のアイディアが提起されるとともに、知財ビジネスマッチングをCSR的な活動として捉えるべきとの意見もあった（例えば、CSRの評価指標の要素として盛り込む）。

なお、大企業自身の問題として、特許の事業化が行われない場合の研究者のモチベーション低下の問題、更にはそれら研究者等の海外流出につながる可能性にも留意すべきであるとの指摘があった。

② 橋渡し・事業化支援機能の整備

知財ビジネスマッチングの成功には、大企業と中小企業をつなぐ橋渡し・事業化支援機能の整備が必要であり、そのためには、マッチング、試作・評価、契約、補助金獲得、広報などについて一貫して支援できる「橋渡し・事業化支援人材」の育成・配置・ネットワーク化が必要である、との意見が多く委員から寄せられた。このため、必要な人材の機能を明確にすることが重要であるとして、知財を活用しながらビジネスを作り出すプロデューサー的人材が必要であるとの指摘がなされた。また、この分野では中小企業が大企業に対して警戒心を抱きやすく、それを回避する意味で、自治体を中心となって中小企業支援センター、公設試験研究所などの公的機関が橋渡し・事業化支援機能を担うことの重要性も指摘された。

具体的な方策として、自治体を中心となって関係する大企業・大学とも連携し

¹ 特許権者又は特許出願人が、第三者に実施許諾を許可する用意があることを宣言することによって、特許料を減額する制度であり、「実施許諾用意制度」とも言われる。

て、地域対抗のビジネスコンテスト（「知財ビジネスマッチング甲子園」）を開催するとのアイデアが提起された。また、橋渡し・事業化支援人材の育成にあたっては、フィールドワークが有用であること、さらに、各地域の橋渡し・事業化支援機能の強化のため、地域横断で取り組むことの必要性についても指摘があった。

③ インフラの整備

橋渡し・事業化支援人材が活躍できるためには、インフラの整備が重要である。

具体的には、中小企業による活用が見込まれる知財のストックを大きくするために、I N P I Tの開放特許データベースを拡充し、同データベースと同人材とが連携できる仕組みを作ることの必要性が指摘された。また、知財活用の促進のために知財流通マーケットの構築を図ることが必要であるとの意見もあった（なお、こうした知財流通マーケットを自律的に活用できるのは、むしろカテゴリAの中小企業の方で、そこでの意義が高いと考えられる）。

＜カテゴリAの中小企業に関連する課題＞

大企業の知財の活用という点では、大企業からカーブアウト・スピンオフ・スピンアウトなどで起業したり、それらと中小企業（主にカテゴリA）とが合弁会社を作ってビジネスを始めることも考えられる。その際に、知財を事業化するのが大企業とは別の事業体になることから、当該知財の活用を円滑化するための手当ての必要性について問題提起があった。

また、大企業と中小企業による共有特許の活用円滑化のための環境整備についても意見があった。詳細は「大学の知財活用促進」で後述する。

知財に関する大企業と中小企業の連携という観点では、上述のような中小企業による大企業の知財活用のみならず、大企業による中小企業の知財活用（中小企業の優れた知財を大企業で事業化する）という逆方向での知財連携の可能性についても問題提起があった。これについては、川崎モデルも当初は双方向の知財交流を意図していたものの、実際には中小企業の知財を活用することは難しく、中小企業による大企業の知財活用のみが残ったという紹介があった。

2. 大学の知財活用促進（産学連携）

（1）背景

我が国において産学連携活動は定着しつつあるものの、大学の持つ技術シーズの多くは探索～基礎研究段階であり、企業が事業性を判断できる段階に至っ

ていないことや、産と学の意識の違いがあることから、事業化に向けた技術の橋渡しは未だ活発ではない。例えば、大学等の保有する特許の活用率は2割²に留まり、ライセンス収入、製品化件数、大学発ベンチャー起業件数などの産学連携活動の成果は、(社会的・歴史的背景などを無視して安易に比較すべきではないものの) 米国に比べ低調である³。

また、大学の出願特許の60～70%は企業との共願であるところ、大企業との共願特許は、主に防衛的に保有され、実施率はかなり低い⁴という問題も指摘されている。

大学との間で知財で連携する先はカテゴリーAの中小企業である場合が多いと考えられ、こうした中小企業が、地域の「知の拠点」である大学の知を活用することで、新たな市場や製品を生み出し、地域のオープンイノベーションを促進していくことが期待される。もちろんカテゴリーBの中小企業においても、自らの事業の課題に対処する上で、大学の知は活用できる。そのためには、特に橋渡しの局面でよりきめの細かい対応が求められる。

(2) 意見と課題

① 大学の知財戦略強化

大学には地域の「知の拠点」として機能し、大学知財の社会還元が期待されている。その実現のためにも、大学は、自ら知財戦略を打ち立て、戦略的知財活用を推進すべきである。タスクフォースにおいても、地域の「知の拠点」としての機能を果たすべく果敢に挑戦する大学の事例が報告された。

中小企業による大学保有特許の活用を促進するため、中小企業に対して大学の特許を無償又は低廉なライセンス料で開放したり、契約手続を簡素化すべきである、という意見があった。これに対し、特許の無償開放については、大学の知財戦略のみならず中小企業の事業化への本気度を弱めるものであって、かえって中小企業への技術移転を阻害しかねないという反対意見があった。実際には中小企業向けのライセンス料は低廉であるとの紹介があった他、必要であればライセンス料を助成してはどうか、という意見があった。また、産学連携で優れた成果を挙げた中小企業を表彰してはどうか、という提案があった。

② 橋渡し・事業化支援機能の整備

² 特許行政年次報告書 2014 年版 49 頁

<https://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/nenji/nenpou2014/honpen/1-2.pdf>

³ 大学知財本部・TLOの評価指標の検討について

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kyousouryoku/2012dai2/siryou2_2.pdf

⁴ 大学と社会研究ユニット政策提言「知的財産制度と産学連携に関する論点」東京大学政策ビジョン研究センター(2015)

中小企業との産学連携を促進するためには、大学産学連携本部・TLOなどの橋渡し・事業化支援機能の整備が必要であり、そのためにも現在実施されている産学連携活動の評価のあり方について見直すべきという指摘があった。また、TLOを統廃合して拠点化するなど、求められる機能を再整理して強化すべきであるという指摘があった一方で、TLOの統廃合を促進すること自体は困難ではないかという指摘があった。さらに、公設試験研究機関などの公的機関も橋渡し機能を果たす上で連携する可能性（例えば、試作を行う）についての指摘もなされた。

人材に関しては、大学と中小企業をつなぎ、大学の研究者と中小企業の経営者を事業化に向けて牽引できる「プロデューサー」的人材が必要であるという意見が多く出された。特に、中小企業がカテゴリーBに属するような場合には、大学との距離がより大きいため、そうした人材は、対象中小企業の課題等をより把握し、よりきめ細かな事業化支援の機能を果たすことが求められる。

大学と中小企業の産学連携が期待されている一方で、中小企業から見ると大学の敷居は高く、大学も中小企業のニーズを把握していないなどの問題があるため、大学と中小企業の互いのシーズ・ニーズが見える関係を構築するための交流の場が必要である、との意見もあった。

③ インフラの整備

＜概念実証（POC（Proof of Concept））の実現＞

事業化が視野に入る段階にまで大学の研究成果が至っていないため、事業化やベンチャー起業につながっていないという問題が指摘され、大学の研究成果の事業化に向けた支援を行うべきである、という意見があった。具体的には、原石である基本技術をもう少し磨くために大学が概念実証（Proof of Concept）を行える仕組みを導入すべきである、という意見があり、その関連で、海外の事例を参考として、自治体等の支援制度及び大学の自己資金等を活用した POC の実施策について、日本でも検討してはどうかとの意見も出された。

＜共有特許の活用円滑化＞

共有特許の活用を円滑化するため、特許法第 73 条を見直してデフォルトを変更すべきとの意見があった。大学の特許について現状では企業との共有特許が多いことに関して、自ら事業化が出来ない大学にとって、共有企業が事業化しない場合に第三者による事業化を円滑に行いたいということであるが、同条は任意規定なので契約で対応可能であるものの、デフォルトの変更によって大学の交渉力を持てるようにすべきとの意見である。同様の意見は、特許は有しているものの事業化する体力の乏しい中小企業（カテゴリーA）についても出されている。

る（なお、同条を見直すことに関しては、産業界には慎重な声がある）。

3. 中小企業の知財戦略強化

（１）背景

中小企業に対する知財面の支援については、知財のワンストップ支援窓口である「知財総合支援窓口」を中心に資金・人材・情報の様々な側面から発展・実施してきた。特にこの１年では、専門家の窓口配置の拡充等による知財総合支援窓口の機能強化、営業秘密に関するワンストップ支援体制の整備、「知財ビジネス評価書」及び「知的資産経営報告書」の作成支援等を通じた知財金融の促進などの総合的な知財支援強化が図られてきたところである⁵。

また、中小企業に対する標準化支援については、中小企業等が有する新技術に対して国内外の標準化を迅速に進めることが可能な「新市場創造型標準化制度」が昨年創設されたところでもある⁶。

しかしながら、カテゴリーAの中小企業にとっては、自らの知財を事業化する際に、知財のみならずビジネスの視点に立ったアドバイスをする機能が特に地方では十分でないなど、事業化支援のプログラムが不十分であるとの指摘がある⁷。また、カテゴリーBの中小企業にとっては、そもそもそうした窓口を利用するにも至っておらず、知財についての啓発が足りないとの指摘がなされている。

（２）意見と課題

① カテゴリーAの中小企業の知財戦略強化

自らの優れた知財を有している中小企業にとっては、それを活用し、事業化につなげるための支援が重要である。

人的支援については、地域で中小企業に知財とビジネスの両面からアドバイスできる人材が不足していることや、ブランドやデザインに関する支援を行うことも有用であることなどが指摘された。そのために、例えば、広域のブロック単位で担当する専門家によるチームを作ることが提案された。また、公的機関では限界があるとして、大企業のノウハウを活用して民一民でのサポートを行うことも有意義であるとの意見があった。

⁵中小企業・地域知財支援研究会について

https://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/kenkyukai/chusho_chizai_shien.htm

⁶「新市場創造型標準化制度」を創設しました

<http://www.meti.go.jp/press/2014/07/20140701007/20140701007.html>

⁷ 知的財産戦略本部会合（平成 27 年 4 月 14 日（火））山田本部員発言参照

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/150414/gijiroku.html>

資金面での支援については、融資における知財の活用を促進する観点から、現在実施されている「知財ビジネス評価書」及び「知的資産経営報告書」の作成支援の取組の推進や、特許料金等の減免制度の要件緩和や拡大を要望する意見があった。

また、新興国対応支援や標準化支援の必要性が指摘された。

② カテゴリーBの中小企業の知財戦略強化

これらの中小企業が知財についての意識を高め、他社や公的機関の知財も含めてそれを事業に活用していくような意識を強化する支援をしていくことが重要である。

そのためには、中小企業自身に対して知財啓発を行っていくほか、金融機関、中小企業診断士、地方自治体などの中小企業支援関係者に対する知財啓発を行っていくことの重要性が指摘された。これに関連して、中小企業のホームドクターとしての「認定支援機関」において知財の啓発・相談が行えるようになることが重要であるとの指摘があった。また、知財啓発にあたっては、知財専門家ではなく中小企業支援関係者に適した知財教材を開発していくべきであるという意見もあった。

以 上

(参考) 地方における知財活用促進タスクフォース 委員名簿

あつま 吾妻	かつひろ 勝浩	富士通株式会社 法務・コンプライアンス・知的財産本部 ビジネス開発部部長
いとう 伊藤	かずよし 和良	川崎市経済労働局 局長
くがい 久貝	たかし 卓	日本商工会議所 常務理事
くぼた 窪田	きいち 規一	ペプチドリーム株式会社 代表取締役社長
さかい 坂井	たかゆき 貴行	株式会社テクノネットワーク四国 代表取締役専務 徳島大学産学連携推進部 教授
さめじま 鮫島	まさひろ 正洋	内田・鮫島法律事務所 代表パートナー 弁護士・弁理士
せのお 妹尾	けんいちろう 堅一郎	NPO法人産学連携推進機構 理事長
なかやま 中山	はじめ 元	テフコ青森株式会社 代表取締役社長
にしむら 西村	のりひろ 訓弘	三重大学 副学長
はぶ 土生	てつや 哲也	土生特許事務所 弁理士
まえだ 前田	ゆうこ 裕子	株式会社ブリヂストン 執行役員
やまもと 山本	たかふみ 貴史	株式会社東京大学TLO 代表取締役社長兼CEO
わたなべ 渡部	としや 俊也	東京大学 政策ビジョン研究センター 教授
みき 三木	としかつ 俊克※	独立行政法人工業所有権情報・研修館 理事長

※はオブザーバー

(五十音順、敬称略)